

平成25年度補正  
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金  
(HEMS機器導入支援事業)

応 募 要 領

平成26年6月

Ver.1.4

## 補助金の申請又は受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）の補助金は、国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるため、当然ながら、S I Iとしましても、補助金に係る不正行為に対して厳正に対処します。

従って、S I Iに対し補助金の申請を行う方は、「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS機器導入支援事業）」の交付規程及び応募要領に規定された内容をよく読んで十分に理解された上で、正しく申請を行い、補助金を受給してください。

1. 補助金の申請者は、如何なる理由があっても、SIIに提出する申請書類に虚偽の記述や添付を行ってはいけません。
2. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
3. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
4. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
5. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

# 目次

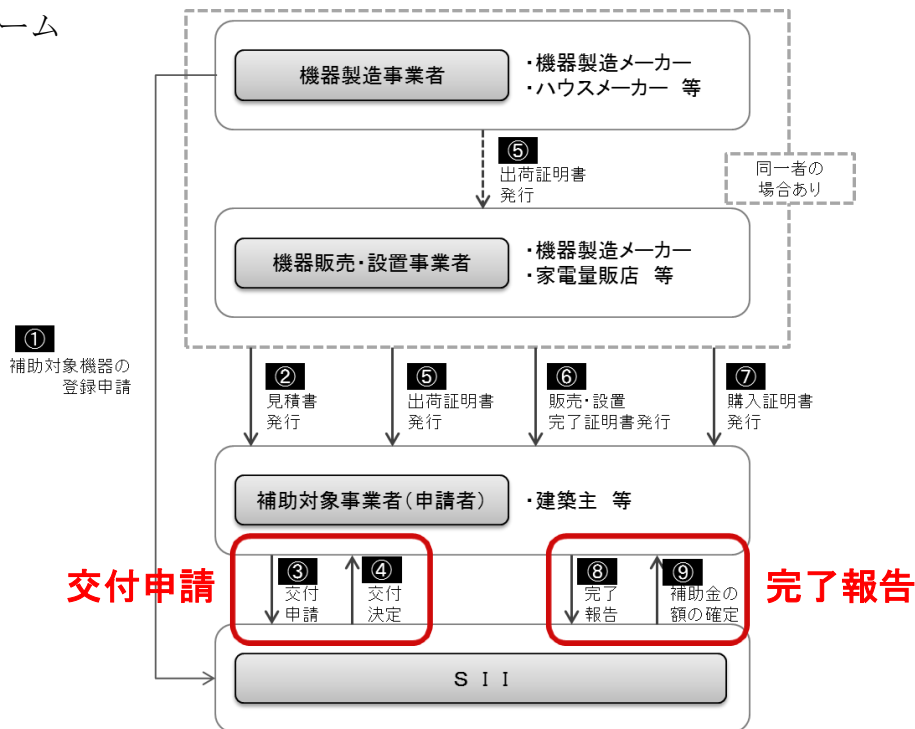
1. 事業概要	…P.1
2. 事業スキーム、申請の流れ	…P.2
3. 補助対象機器・補助対象範囲	…P.3
4. 実施内容・スケジュール等	…P.4
5. 申請者、申請代行者、申請上の留意点	…P.4
6. 交付申請の手続き	…P.5
7. 補助事業完了報告の手続き	…P.6
8. 申請にあたっての同意事項	…P.7
9. 審査、交付決定及び補助金の額の確定等	…P.9
10. 他事業との重複、取得財産の管理、補助金返還等	…P.10
11. 個人情報の利用目的、送付先住所・問い合わせ先	…P.11
12. 交付申請・完了報告に係るその他の手続き	…P.12
資料 申請書の記入例	…P.13
資料 補助対象機器に必要な要件	…P.17
資料 HEMS機器の対象基準	…P.18

# 1 事業概要

1. 事業名 : 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金  
(HEMS機器導入支援事業)
2. 事業目的 : 本事業は、民生部門の省エネルギー対策の一環として、家庭内においてエネルギー使用状況を見える化し、エネルギー使用を制御して省エネ化を可能とするホーム・エネルギー・マネジメントシステム(以下、「HEMS機器」という。)の導入に際し、設置する機器費用の一部を補助し、HEMS機器の普及を図りながら家庭部門において省エネ化を推進することを目的とします。
3. 補助対象機器 : 一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「S I I」という。)が定める補助対象基準を満たしていることが認められ、予め指定されたHEMS機器(以下、「補助対象機器」という。)が補助対象となります。  
※補助対象機器は、未使用品に限ります。  
※補助対象機器は随時追加されます。最新の補助対象機器一覧についてはS I Iのホームページを参照してください。( <http://sii.or.jp> )
4. 補助対象者 : 補助金交付の対象者(以下、「申請者」という。)は、日本国内において自ら居住する民生用住宅\*1にS I Iが指定する補助対象機器を購入、設置する個人とします。  
\*1 民生用一般住居用の建築物。但し、集合住宅(分譲マンション等)における共有部分は含みません。また、賃貸住宅に設置する場合は、対象外とします。  
※本事業はHEMS機器を新たに所有する個人に対する補助制度であり、HEMS機器を個人に貸与する法人(リース事業者、新電力(PPS事業者)等)、住宅建築物を建築する事業者が補助金の申請を行うことはできません。
5. 補助対象となるための要件 : 下記4つの要件を満たす場合に補助対象となります。  
① S I I が指定する補助対象機器を民生用住宅に設置すること。  
② 補助対象機器によりエネルギー使用量の計測結果のモニタリングを行い、日常生活において制御機能を活用し、家庭内のエネルギー使用量を抑制する省エネ化を図ること。  
③ S I I が計測・蓄積した電力使用量に関する実績データや使用状況等について調査を行う場合、S I I が定める様式において回答し、結果の開示に同意できること。  
④ 補助対象機器を登録した機器製造事業者等またはクラウドサーバを管理する事業者が、クラウドサーバ上に蓄積した申請者自らの電力使用量に関する実績データ等をS I I に提供することについて同意できること。
6. 補助率 : 定率 1/3  
但し、補助金額は1000円単位とし、100円単位以下は切り捨てとします。また、補助金額の上限は7万円、下限として補助金額が1万円未満の場合は対象外となります。
7. 補助金の申請方法 : 補助金の交付までには以下2回の申請が必要です。  
① 補助対象機器の契約または購入の前の「交付申請」  
② 契約または購入、設置後、支払いを完了した後の「補助事業の完了報告」  
(①交付申請についてはP.5、②補助事業の完了報告についてはP.6を参照)
8. 事業期間 : ① 交付申請受付期間 : 平成26年3月17日(月)～9月30日(火)(必着)  
② 完了報告受付期間 : 平成26年3月31日(月)～12月20日(土)(必着)  
※申請の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間であっても申請の受付を終了します。
9. 補助事業費総額 : 20億円程度  
※事業の詳細につきましては、次ページ以降をご確認ください。

## 2 事業スキーム、申請の流れ

### ◆事業スキーム



### ◆申請の流れ

導入予定の機器が  
補助対象機器か確認

機器の見積もり

【交付申請】  
(P.5)

交付決定通知書の  
受領

補助対象機器の  
契約または購入

補助対象機器の  
設置・使用開始

補助対象機器の  
支払い完了

【補助事業の完了報告】  
(P.6)

補助金の額の確定通知書  
の受領

補助金の交付

①導入予定のHEMS機器が補助対象機器かS I I ホームページで確認。

②機器販売事業者等から導入予定の補助対象機器の見積書を取得。

③必要書類をS I Iに提出し、交付申請を行う。  
※必ず機器の契約または購入、設置前に行ってください。

④審査終了後、S I Iが発行する「交付決定通知書」を受領。  
※交付決定通知書がないと補助事業の完了報告はできません。

⑤補助対象機器の契約または購入を行う。

⑥補助対象機器を設置し、使用を開始。

⑦補助対象機器に係る費用の支払いを完了させる。

⑧必要書類をS I Iに提出し、補助事業の完了報告を行う。  
※完了報告には交付決定通知書に記載されている決定番号が必要です。  
※完了報告は補助対象機器の設置工事完了前に行うことはできません。

⑨審査終了後、S I Iから発行される「補助金の額の確定通知書」を受領。

⑩指定口座への補助金の振込を確認。

### 3 補助対象機器・補助対象範囲

#### ◆補助対象機器

補助金を受けるための補助対象機器は、あらかじめS I I が指定するHEMS機器となります。  
※必ずS I I ホームページで補助対象機器かどうかを確認した上で交付申請を行ってください。  
また、契約または購入の際は、交付申請時に申告した補助対象機器と同じ型番のものであることを確認し、設置を行った上で完了報告を行ってください。  
※補助対象機器の要件については、巻末の参考資料 (P.17,18) をご参照ください。

#### ◆補助対象範囲

補助対象範囲は、本体機器、計測装置の機器費用のみとし、設置に伴う工事費等は補助対象外とします。

次に示す範囲において、あらかじめS I I が指定する補助対象機器に係る費用（以下、「補助対象費用」という。）を補助対象とします。

設備費	本体機器及び計測装置の費用
本体機器	データ集約機器（計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置 等） 通信装置（ゲートウェイ装置、通信アダプタ 等） 制御装置（機器の制御に係るコントローラ 等） モニター装置（独自端末 等）
計測機器	計測装置（電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力量計、計測機能付分電盤 等）

但し、以下の経費については、補助対象外とします。

- ・ 補助対象機器設置に伴う工事費、セットアップ費用、諸経費等
- ・ 補助対象機器と接続される空調機、照明器具等の電気機器、器具類
- ・ 太陽光発電システムや蓄電システム等に付随するパワーコンディショナや設備工事費
- ・ 補助対象機器と接続し表示あるいは操作用機器として用いられるPC、タブレット、スマートフォン、テレビ
- ・ 空調機、照明器具等の電気機器、器具類に内蔵される通信装置
- ・ サービス利用料、通信費、申請手数料等
- ・ 消費税

## 4 実施内容・スケジュール等

### ◆実施内容

本事業の業務については、住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS機器導入支援事業）の交付規程によるほか、以下によります。

### ◆事業スケジュール

#### 【申請受付期間】

##### ①交付申請受付期間

平成26年3月17日～平成26年9月30日（火）（必着）

##### ②完了報告受付期間

平成26年3月31日～平成26年12月20日（土）（必着）

※但し、申請の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても申請の受付を終了します。

#### 【一般公募説明会】

公募説明会につきましては、S I I ホームページをご参照ください。

## 5 申請者、申請代行者、申請上の留意点

### ◆申請者

申請者は、日本国内において自ら居住する民生用住宅\*1にS I I が指定する補助対象機器を購入、設置する個人とします。

\*1 民生用一般住居用の建築物。但し、集合住宅（分譲マンション等）における共有部分は含みません。また、賃貸住宅に設置する場合は、対象外とします。

### ◆申請代行者

申請者は、交付申請・完了報告それぞれの手続きについて、申請書記載の同意事項に基づき、第三者に申請代行を依頼することができます。申請者から申請書類の作成を依頼された者（以下、「申請代行者」という。）は、申請書類に間違いや不備等がないように注意し申請書の作成および申請手続きを行ってください。なお、申請代行に係る手数料等は補助対象とはなりません。

申請書類に不備や不足が生じた場合、申請書類に関するS I I からの問い合わせや訂正依頼、各種の通知物の発行等は、原則として申請者本人に行います。

※申請代行者がいる場合は、申請にあたっての同意書に、申請者および申請代行者（担当者）双方の署名・捺印が必要です。

### ◆申請上の留意点

S I I は、申請者に対して申請書類を受け取った旨の通知等の連絡はいたしません\*2。また、申請を行うに際し、申請者は下記①～④についてあらかじめご了承ください。

①申請書の到着確認について個別の問い合わせは受け付けません。

②S I I への申請書類等の直接持ち込み、FAX、メールでの申請は、原則受理しません。

③受理した申請書類は返却しません。

申請の内容について確認する場合があるため、申請書類一式の写し（コピー）を必ず手元に保管してください。なお、補助事業完了報告書兼取得財産等明細表については、取得した財産を適切に管理する観点から、本事業ではその写し（コピー）を取得財産等管理台帳として取り扱うため、必ず保管してください。

④書類の差し替えについては応じられません。

ただし、S I I が求める場合は除きます。

\*2 郵送物の到着確認を行いたい場合は、到着確認ができるもの（簡易書留等）にて送付してください。ただし、郵便私書箱では受け取りができないメール便等では書類の受付はできません。

## 6 交付申請の手続き

### ◆交付申請

申請者は、次の事項をすべて満たしている場合、交付申請を行うことができます。

- ①交付申請時に契約または購入、設置する予定の機器が補助対象機器であること。
- ②補助対象機器を契約または購入、設置する前であること。
- ③交付申請受付期間内であること。

交付申請が認められた場合は、交付決定通知書が発行されます。但し、補助金の支払いは補助事業の完了報告が認められた場合に確定するため、この通知書は補助金の支払いを確定するものではありません。また、通知書に記載された補助申請予定額が、完了報告時の申請上限金額となります。

### ◆提出書類

申請者は、下記①②の交付申請書類を記入、捺印の上、③④の書類を添付し、S I I に送付してください。また、交付申請手続き前に必ずコピーして手元に保管してください。

書類	確認事項	様式
①補助金交付申請書	—	様式1
②交付申請に関する同意書	— (同意事項はP.7,8に記載してあります)	様式2
③申請者本人確認書類	「運転免許証」「健康保険証」「住民基本台帳カード」「日本国パスポート」「在留カード(外国人登録証明書)」「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のコピー。	定型
④補助対象機器見積書	契約または購入を検討している補助対象機器の見積書のコピー。 ※見積依頼者名、見積書発行者名、機器型番が確認できること	自由形式

※申請書類はS I I ホームページよりダウンロードしてください。( <http://sii.or.jp> )

※申請書を作成する際は、S I I ホームページ上の「申請の手引き」もあわせてご参考ください。



# 7 補助事業の完了報告の手続き

## ◆補助事業の完了報告

申請者は、交付決定通知書の受領後、速やかに補助対象機器の契約または購入、設置を完了させ、補助事業の完了報告の手続きを行ってください。

次の事項をすべて満たしている場合、完了報告を行うことができます。

- ①事前に交付申請を行い、交付決定通知書を受領していること。
- ②交付決定通知書の受領後に補助対象機器の契約または購入、設置を終えていること。
- ③契約または購入した機器が補助対象機器であること。
- ④補助対象機器に係る費用すべての支払いが完了していること\*1。
- ⑤申請者が補助対象機器の使用を開始していること。
- ⑥完了報告受付期間内であること。

\*1 補助対象機器の支払いをクレジット・ローン等で行っている場合は下記を参照してください。

- ・包括クレジット（クレジットカード等）の場合  
…クレジット会社等に補助対象費用の支払いが完了していること。
- ・個別クレジットの場合  
…別途S I I が定める条件を満たすこと。詳しくはS I I ホームページをご確認ください。
- ・住宅ローンの場合…支払完了前でも申請可能。

## ◆提出書類

申請者は、下記①～③の完了報告書類を記入、捺印の上、必要な他の書類を添付し、S I I に送付してください。また、完了報告手続き前に必ずコピーして手元に保管してください。

書類	確認事項	様式
①補助事業完了報告書 兼 取得財産等明細表	—	様式1
②補助事業の完了報告 に関する同意書	— (同意事項はP.7,8に記載してあります)	様式2
③補助金振込口座登録用紙	—	様式3
④販売・設置完了証明書	補助対象機器が設置されたことを、補助対象機器の販売・設置事業者が証明するための証明書 ※販売・設置事業者は、補助対象機器の設置完了後に申請者へ提出してください。	様式4
⑤住民票	補助対象機器設置場所住所のもので、完了報告書提出の3ヶ月以内に発行されたもの。	定型
⑥HEMS機器出荷証明書	設置された機器の「出荷証明書」のコピー。 ※機器製造事業者名、型番及び製造番号(シリアル)が確認できること。(手書き不可)	機器製造 事業者定型
⑦HEMS機器購入証明書	機器の購入及び購入金額の証明として、「領収書」のコピー。 ※補助対象機器の購入・設置に係る領収書であることが確認できること。 ※必ず工事費を除く機器費用のみが明記されていること。 それ以外の費用が含まれている場合、但し書きで、型番と税抜きの機器費用を明記してください。	自由形式
⑧HEMS機器設置完了 兼 使用確認用写真	補助対象機器の主要な機器の設置が完了していることがわかる写真1枚以上、補助対象機器が使用されていることがわかり、住宅全体の電力使用量が表示されているモニター写真1枚以上、合計2枚以上を提出してください。	自由形式
⑨通帳・口座証明書	③の補助金振込口座登録用紙に記入した情報(金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義人)を確認できる「通帳」「キャッシュカード」等のコピー。	自由形式

※申請書類はS I I ホームページよりダウンロードしてください。( <http://sii.or.jp> )

※申請書を作成する際は、S I I ホームページ上の「申請の手引き」もあわせてご参考ください。

# 8 申請にあたっての同意事項①

## ◆申請にあたっての同意事項

交付申請および完了報告にあたっては、次の事項について同意する必要があります。

### 1. 交付申請および完了報告

申請者は、本補助金の交付規程、応募要領に記載されている内容をすべて承知の上で、S I Iに必要な申請書類をご提出ください。

また、S I Iに提出された申請書類は返却しません。申請者は申請に際し、必ず申請書類をコピーして控えておいてください。

完了報告については、申請者は補助対象機器の設置に係る下記すべてのことが完了しているのを確認してから完了報告を行ってください。

- ・補助事業完了報告書に記載された住所に補助対象機器が適切に設置されていること。
- ・住宅全体の電力使用量が計測されて、モニタ等で確認できること。
- ・電力使用量データがクラウドサーバへアップロードできる環境が整っていること。

### 2. 補助対象機器の購入、設置

申請者は、補助対象機器に係るすべての費用の支払いが完了してから完了報告を行ってください。クレジット等で支払いを行っている場合は、次のいずれかの場合に完了報告を行うことができます。なお、住宅ローンの場合は支払い完了前でも申請可能です。

- ・包括クレジット（クレジットカード等）の場合  
…クレジット会社等に支払いが完了していること。
- ・個別クレジットの場合  
…別途S I Iが定める条件を満たしていること。  
(条件についてはS I Iホームページを参照)

### 3. 交付決定通知書の受領前の補助対象機器の契約または購入、設置の禁止

交付決定通知書を受領する前に契約または購入、設置が行われた機器は、それが補助対象機器であっても補助金の交付対象となりません。

### 4. 重複申請の禁止

申請者は、次のいずれかに該当する者については、本補助金の申請を行うことができません。

- ・申請者本人がすでに本補助金の交付を受けている場合。
- ・申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請を受けている場合。

### 5. 申請の無効

申請者は、S I Iに提出する申請書類には、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはいけません。申請者が本同意事項及びその他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、または調査等により交付対象とならないことが確認された場合、S I Iはただちに当該申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否することができます。

### 6. 債権譲渡の禁止

申請者は、本補助金の申請を行うことにより発生するS I Iに対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

### 7. 取得財産の管理

申請者は、補助金交付後5年以内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をS I Iに提出し、その承認を受けるものとします。取得財産等を処分することにより申請者に収入がある、または収入があると認められるときは、申請者はその収入の一部または全部をS I Iに納付するものとします。

### 8. 申請代行者による申請手続き

申請者は、本補助金の申請を第三者に依頼することができます。申請者から本補助金の申請の依頼を受けた者（以下、「申請代行者」という。）は、申請書類の提出から補助金の交付が完了するまでの間、当該申請に係る申請者と同等の義務および責任を負います。

申請者は、申請代行者に申請を依頼した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。

# 8 申請にあたっての同意事項②

## 9. 申請の変更および取り下げ

交付申請においては、申請者は申請書類の提出から交付決定通知書を受けるまでの間、当該申請書に記載する内容の変更はできません。やむを得ず変更を行う場合は、速やかにS I Iに連絡し、交付申請の取り下げを行ってください。

完了報告においては、申請者は書類の提出から補助金の交付を受けるまでの間、当該申請書に記載する内容に変更が生じた場合または当該申請を取り下げの場合は、速やかにS I Iに連絡し、その指示に従わなければなりません。

交付申請、完了報告を問わず、申請者が本項に規定する連絡を怠ったことにより、S I Iによる申請に係る審査ができない場合、S I Iは当該申請者の申請を無効とすることができるものとします。

申請された内容の変更、申請の取り下げまたは申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、S I Iの故意または重過失に起因する場合を除き、S I Iは申請者に対し一切の責任を負いません。

## 10. 申請情報の訂正

S I Iは、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であって、その誤りが軽微なものであることが判明した場合、その誤りについて「S I Iによる訂正」および「申請者に対する記載内容の変更指示」を行う権利を有します。S I Iは訂正した情報について、申請者に通知を行う義務を負いません。

## 11. 調査等への協力

S I Iは、本事業の適正な実施を図るため、申請者に対して、必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、機器設置予定場所（住所）もしくは機器設置場所（住所）への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがあります。申請者は、S I Iの求めに応じてこれらの調査等に協力しなければなりません。

また、申請者はS I Iが認める場合を除き、自らの電力使用量に関する実績データ等を、補助対象機器を登録した機器製造事業者またはクラウドサーバの管理事業者等を介して、S I Iに提供しなければなりません。

## 12. 免責

S I Iは、機器の不具合や故障、機器の販売・設置事業者、申請代行者、その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。また、S I IおよびS I Iから申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点（S I Iが定める郵送先に到着し、S I Iによる引き取りを行った時点をいう。）以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、S I Iはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。

また、住所等の変更について、申請者がS I Iに対し連絡を行わなかったためにS I Iからの通知物または送付書類が延着、不着となった場合も同様に、S I Iは当該通知物または送付書類が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負いません。

## 13. 個人情報の管理

S I Iは、本事業の実施運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に関する適切な措置を行い、個人情報の保護に努めるものとします。S I Iは本事業を通じて取得した情報を、本事業の目的の範囲内で、個人が特定されない形でS I Iが開催するセミナー、シンポジウム、調査・分析等に利用することがあります。また、同一の補助対象機器に対し、国から他の補助金を受けていないか、重複受給の調査を行うために利用することがあります。

## 14. 専属的合意管轄裁判所

本同意事項に基づく補助金の申請に関して、申請者とS I Iとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 15. 事業の内容変更、終了

S I Iは、国との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、S I Iは本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益を生じた場合であっても、当該損害等がS I Iの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。事業の変更および本同意事項の変更については、S I Iホームページおよびその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承諾したものとみなします。

## 9 審査、交付決定及び補助金の額の確定等

### ◆審査

S I Iは、提出書類一式を受領後に不備・不足等を確認し、厳正に審査を実施します。なお、交付申請時に補助対象機器の契約または購入、設置前であるか、完了報告時には申請された通りに補助対象機器が設置されているかの確認を行うために現地検査を行う場合があります。現地検査に協力が得られない場合、申請が認められない、もしくは当該補助金に係る交付決定あるいは補助金の額の確定の取り消しを行うことがあります。

### ◆交付決定及び補助金の額の確定について

S I Iは、交付申請の審査について、申請者から提出された補助金交付申請書類すべてをもって審査を行い、申請を承認した上で、申請者に対し決定番号と補助申請予定額の決定日、補助申請予定額を記載した交付決定通知書を発送します。

完了報告の審査について、申請者から提出された補助事業完了報告書類すべてをもって審査を行い、申請者に対し補助金額と振込時期を記載した補助金の額の確定通知書を発送します。なお、補助事業完了報告書兼取得財産等明細表の受け付けを請求行為として取り扱います。

※確定にあたっては領収金額を確認し、補助対象費用の定率3分の1で確定します。その場合、補助申請金額の100円単位以下は切り捨てとします。

### ◆補助金の支払いについて

補助金の額の確定通知後、その通知書に記載された振込時期に補助金を振り込みます。なお、SIIからは振込完了の通知や連絡は行いませんので、必ず申請者本人が通帳記帳等にて振込確認を行ってください。

### ◆申請の取り下げ

交付決定通知または補助金の額の確定通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容またはこれに付された条件に不服がある等の理由により、当該申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、申請取下げ届出書をS I Iに提出してください。

### ◆補助金交付後の機器利用状況の報告について

本事業では、事業の効果検証を行うために、機器利用及び電力使用状況に関する報告を求める場合があります。その際は、S I Iの求めるフォーマットに応じて報告してください。



# 10 他事業との重複、取得財産の管理、補助金返還等

## ◆他の補助金との重複

補助対象費用には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用を含めないでください。

※国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る補助金の交付の取り消しを行うとともに、受領済みの補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

## ◆取得財産の管理等について

申請者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後についても善良な管理者の注意をもって管理し（善良注意義務）、補助金交付目的に従ってその効率的運用を図らなければなりません。

申請者は、補助金交付後5年以内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ補助事業財産処分承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合は、S I Iは補助金の交付を取り消し、加算金（年10.95%の利率）とともに補助金全額または一部の返還を求められることがあります。

S I Iは、申請者が取得財産等を処分することにより収入があり、または収入があると認められるときはその収入の全部または一部をS I Iに納付させることができるものとします。

なお、補助事業完了報告書兼取得財産等明細表（様式1）については、取得した財産を適切に管理する観点から本事業ではその写し（コピー）を取得財産等管理台帳として取り扱うため、必ず手元に保管してください。

## ◆補助金の返還、取消、罰則等について

申請者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他適正化法、適正化法施行令及び交付規程に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることとなります。

- ・補助金の交付の取り消し、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- ・相当の期間補助金等の全部または一部の補助金の交付を行わないこと
- ・名称及び不正の内容の公表

## ◆その他の留意事項

申請者は、特に以下の点に留意してください。

- ①補助金交付後、補助対象機器は5年以内、S I Iの承認なしに処分できません。
- ②申請者は、交付規程、応募要領について十分理解した上で申請をしてください。
- ③申請後の内容変更は原則として認めません。
- ④万が一、変更が生じた場合は、あらかじめS I Iに報告し、S I Iの指示に従ってください。
- ⑤申請者は不正行為を回避するために、以下について留意し、確実に実行してください。
  - ・申請者は虚偽の内容を含む申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な申請をしてください。
  - ・不正をしたことが明らかになったときは、補助金が支払われないこと、不正な行為により補助金を受給したときは、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、適正に手続きを行ってください。

**※表紙裏の“補助金の申請又は受給される皆様へ”についてもご確認ください。**

# 11 個人情報の利用目的、送付先住所・問い合わせ先

## ◆個人情報の利用目的

S I I は、取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、S I I が開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、S I I が作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等において、個人情報保護に配慮した形で利用させていただきますことがあります。その場合、国が指定する外部機関に情報提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

### ※成果の公表について

本事業によるHEMS機器の普及促進を広く一般に紹介する為、本事業による成果を発表する予定です。発表にあたっては、S I I が必要と認めた内容を個人情報保護に配慮した形で、その公表をします。

## ◆書類の提出先及びお問い合わせ先

### 書類提出先

〒100-8691

銀座郵便局 私書箱96号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ (S I I)

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金 (HEMS機器導入支援事業)

申請受付係

※封筒表面に赤字で『申請書在中』と必ずご記入ください。

※S I I から申請者に申請書類受け取りのご連絡は行っておりません。

### お問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ (S I I)

審査第三グループ HEMS補助金申請担当

Tel : 03-5565-4961 (平日 10 : 00~12 : 00 および 13 : 00~17 : 00)

# 12 交付申請・完了報告に係るその他の手続き

## ◆申請の取り下げ、変更、承継承認の手続き

下記の手続きを行う際は、必ずS I Iに一度お問い合わせください。

また、手続きに必要な書類はS I Iホームページからダウンロードし、必要事項をご記入の上、前ページに記載の書類送付先に送付してください。

### ①交付申請から交付決定前まで

- 申請の取り下げ  
「補助事業申請取下げ届出書」をS I Iに提出してください。
- 申請内容の変更  
交付申請においては、申請内容の変更はできません。やむを得ず変更を行う場合は、申請を一度取り下げた後、改めて申請を行ってください。
- 申請者の変更  
相続等で申請者が変更になる場合においても、交付申請は変更ができませんので、申請を一度取り下げた後、改めて申請者名を変更して交付申請を行ってください。

### ②交付決定通知書の受領から完了報告を行う前まで

- 申請の取り下げ\*1  
「補助事業申請取下げ届出書」をS I Iに提出してください。
- 申請内容の変更\*2  
完了報告のときに提出する「補助事業完了報告書」に変更した内容を反映させて完了報告を行ってください。その際「補助事業完了報告書」の余白に変更を行った旨を明記ください。
- 申請者の変更  
相続等\*3で申請者が変更になった場合は、「補助事業承継承認申請書」と、併せて変更に係る書類すべてをS I Iに提出してください。

### ③完了報告から補助金の額の確定まで

- 申請の取り下げ\*1  
「補助事業申請取下げ届出書」をS I Iに提出してください。
- 申請内容の変更\*1、\*2  
「補助事業計画変更報告書」と、併せて変更に係る書類すべてをS I Iに提出してください。
- 申請者の変更  
相続等\*3で申請者が変更になった場合は、「補助事業承継承認申請書」をS I Iに提出し、併せて変更に係る書類すべての提出が必要です。

\*1 天災、不測の事態等の事故による申請内容の変更・取り下げとなる場合は、必ずS I Iまでご一報ください。

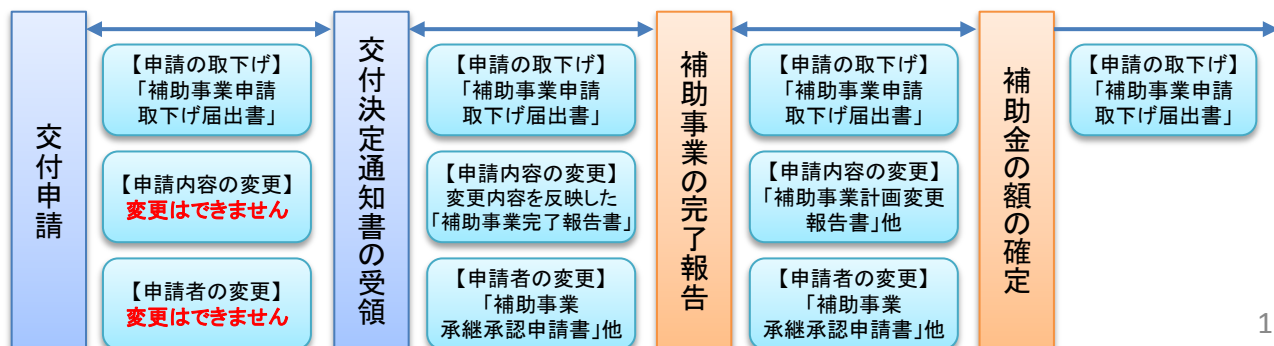
\*2 補助申請金額は「交付決定通知書」に記載されている「補助申請予定額」を超える変更はできません。

\*3 承継承認を行う場合は、二親等以内の近親者であることが条件です。

※事由によっては変更等が認められないこともございますので、あらかじめご了承ください。

### ④「交付決定通知書」または「額の確定通知書」の内容に不服のある場合

- 申請の取下げ  
「交付決定通知書」または「額の確定通知書」の内容に不服がある場合は、通知の受領から10日以内に、「補助事業申請取下げ届出書」をS I Iに提出してください。



# 資料 申請書の記入例（交付申請：様式1）

様式1  
(交付)

交付申請用

## HEMS

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 殿

SII 使用欄	管理番号

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)

### 補助金交付申請書

(太枠内は必須項目です)

記入日 平成 26 年 4 月 1 日

1 / 4

平成25年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)」交付規程第4条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。

#### ●申請者情報

申請者氏名	フリガナ 氏 <u>シンセイ</u> 名 <u>タロウ</u>	携帯番号	( <u>xxx</u> ) <u>XXXX</u> - <u>XXXX</u>
	<u>申請</u> <u>太郎</u>	電話番号	( <u>XX</u> ) <u>XXXX</u> - <u>XXXX</u>
申請者住所 (書類送付先住所)	フリガナ <u>トウキョウト チュウオウク キンザ</u> 〒 <u>100</u> - <u>XXXX</u>	都道 市区 府県 町村 <u>銀座11-22-33</u>	
	<u>東京</u> <u>中央</u> <u>銀座</u>	マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)	
HEMS機器設置場所 (設置予定場所)	HEMS機器を設置する住宅について該当するものにチェックしてください		
	<input type="checkbox"/> 新築・戸建住宅 <input type="checkbox"/> 既築・戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 新築・集合住宅 <input type="checkbox"/> 既築・集合住宅		
	HEMS機器設置予定場所の住所が、上記の申請者住所と異なる場合のみご記入ください		
	フリガナ 〒	都道 市区 府県 町村	
	マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)		

#### ●申請代行者情報

申請の代行を第三者に依頼した場合のみご記入ください(担当者氏名・担当者連絡先は漏れなくご記入ください)

事業者名	フリガナ	支店名 部署名	フリガナ
担当者氏名	フリガナ	担当者 連絡先	( ) -

#### ●設置予定機器情報

製品メーカー名	<u>株式会社 環境共創へムス</u>	
HEMS機器型番	<u>HEMS-25</u>	※SIIのホームページに掲載されている型番をご記入ください。

#### ●申請金額

補助対象費用[A] (税抜)	<u>1 1 5 0 0 0</u> 円 (税抜)	※HEMS機器(本体機器及び計測装置)の購入予定金額をご記入ください。 上記以外の周辺機器や工事費等は補助対象外です。 詳細な補助対象範囲については応募要領をご確認ください。
補助率[B]	<u>1/3</u>	
補助申請金額 [A×B]	<u>3 8 , 0 0 0</u> 円	※百円単位以下を切り捨てた金額をご記入ください。 上限金額(7万円)を超える金額になる場合は、7万円とご記入ください。 下限金額(1万円)を下回る金額になる場合は、申請を受け付けることができません。
完了報告予定日	平成 <u>26</u> 年 <u>5</u> 月 <u>24</u> 日 頃	※完了報告の締切は平成26年12月20日(土)(必着)です。HEMS機器設置・支払いが完了しましたら速やかに完了報告を行ってください。

＜交付申請の締切は平成26年9月30日(火)(必着)です＞  
※ただし受付期間内であっても申請の合計額が予算額に達した場合は、申請の受付を終了します。

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。

書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)は、経済産業省が定めた「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱」第4条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

H  
E  
M  
S



## 交付申請用

# HEMS

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 殿

SII 使用欄	管理番号

## 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)

### 交付申請に関する同意書

2 / 4

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)の補助金交付申請を行うにあたり、下記の同意事項をよく読み、同意の上、署名・捺印して交付申請時にご提出ください。

- 交付申請:** 申請者は、本補助金の交付規程、応募要領に記載されている内容をすべて承知の上で、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。))に必要な申請書類をご提出ください。  
また、SIIに提出された申請書類は返却しません。申請者は申請に際し、必ず申請書類をコピーし、控えておいてください。
- 交付決定通知書の受領前の補助対象機器の契約または購入、設置の禁止:** 交付決定通知書を受領する前に契約または購入、設置が行われた機器は、それが補助対象機器であっても本補助金の交付対象となりません。
- 重複申請の禁止:** 申請者は、次のいずれかに該当するものについては、本補助金の申請を行うことができません。  
①申請者本人がすでに本補助金の交付を受けている場合。  
②申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請を受けている場合。
- 申請の無効:** 申請者は、SIIに提出いただく申請書類には、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはいけません。申請者が本同意事項およびその他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、または調査等により交付対象とならないことが確認された場合、SIIはただちに当該の申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否することができます。
- 債権譲渡の禁止:** 申請者は、本補助金の申請を行うことにより発生するSIIに対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。
- 申請代行者による申請手続き:** 申請者は、本補助金の申請を第三者に依頼することができます。申請者から本補助金の申請の依頼を受けた者(以下「申請代行者」という。))は、申請書類の提出から補助金の交付が完了するまでの間、当該申請に係る申請者と同等の義務および責任を負います。申請者は、申請代行者に申請を依頼した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。
- 申請の変更および取り下げ:** 申請者は、申請書類の提出から交付決定を受けるまでの間、当該申請書に記載する内容の変更はできません。  
やむを得ず変更を行う場合は、速やかにSIIに連絡し、申請の取り下げを行ってください。申請者が本項に規定する連絡を怠ったことにより、SIIによる申請に係る審査ができない場合、SIIは当該申請者の申請を無効とすることができます。申請の取り下げまたは申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、SIIの故意または重過失に起因する場合は除き、SIIは申請者に対して一切の責任を負いません。
- 申請情報の訂正:** SIIは、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であって、その誤りが軽微なものであることが判明した場合、その誤りについて「SIIによる訂正」および「申請者に対する記載内容の変更指示」を行う権利を有します。SIIは訂正した情報について、申請者に通知を行う義務を負いません。
- 調査等への協力:** SIIは、本事業の適正な実施を図るため、申請者に対して必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、機器設置予定場所(住所)への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがあります。申請者はSIIの求めに応じ、これらの調査等に協力しなければなりません。
- 免責:** SIIは、機器の販売・設置事業者、申請代行者、その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。  
また、SIIおよびSIIから申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点(SIIが定める郵送先に到着し、SIIによる引き取りを行った時点をいう。)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、SIIはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。  
また住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知物または送付書類が延着、不着となった場合も同様に、SIIは当該通知物または送付書類が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負いません。
- 個人情報の管理:** SIIは、本事業の実施運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に関する適切な措置を行い、個人情報の保護に努めるものとします。SIIは本事業を通じて取得した情報を、本事業の目的の範囲内で、個人が特定されない形でSIIが開催するセミナー、シンポジウム、調査・分析等に利用することがあります。また、同一の補助対象機器に対し、国から他の補助金を受けていないか、重複受給の調査を行うために利用することがあります。
- 専属的合意管轄裁判所:** 本同意事項に基づく補助金の申請に関して、申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 事業の内容変更、終了:** SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等がSIIの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。事業の変更および本同意事項の変更についてはSIIホームページおよびその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承諾したものとみなします。

上記の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

▼申請者本人が必ず署名・捺印ください▼

申請者 署名・捺印	申請 太郎	
--------------	-------	---

申請者の依頼を受け、上記に同意の上、申請代行をします  
(申請者が申請代行者に依頼した場合のみ記入)

申請代行者 (担当者氏名) 署名・捺印	
---------------------------	---

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。

書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

# 資料 申請書の記入例（完了報告：様式1）

## 完了報告用

# HEMS

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 殿

SII 使用欄	管理番号	様式1 (完了)

## 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)

### 補助事業完了報告書 兼 取得財産等明細表

(太枠内は必須項目です)

記入日 平成 26 年 5 月 26 日

1 / 9

平成25年度補正「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)」交付規程第5条及び第16条に基づき、以下のとおり補助事業の完了報告と、あわせて補助申請金額を以下の通り請求し、本補助事業完了報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。

交付決定番号 **9 9 9 9 9 9 1 1** ※交付決定通知書に記載されている交付決定番号をご記入ください。

### ●申請者情報

申請者氏名	フリガナ <b>シンセイ</b> 氏名 <b>タロウ</b>	携帯番号 ( <b>xxx</b> ) <b>xxxx</b> - <b>xxxx</b>
	<b>申請 太郎</b>	電話番号 ( <b>xx</b> ) <b>xxxx</b> - <b>xxxx</b>
HEMS機器設置場所住所	HEMS機器を設置した住宅について該当するものにチェックしてください	
	<input type="checkbox"/> 新築・戸建住宅 <input type="checkbox"/> 既築・戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 新築・集合住宅 <input type="checkbox"/> 既築・集合住宅	
	フリガナ <b>トウキョウト チュウオウク ギンザ</b> 〒 <b>100</b> - <b>xxxx</b> <b>東京</b> <b>都</b> 道 <b>中央</b> <b>市</b> 区 <b>銀座11-22-33</b> 府 県 町 村 マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号を必ずご記入ください)	
申請者住所 (書類送付先住所)	HEMS機器設置場所住所にて書類が受け取れない場合は下記にご記入ください(申請代行者への書類送付は行いません)	
	フリガナ 〒 - 都 道 市 区 府 県 町 村 マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号を必ずご記入ください)	

### ●申請代行者情報

申請の代行を第三者に依頼した場合のみご記入ください(担当者氏名・担当者連絡先は漏れなくご記入ください)

事業者名	フリガナ	支店名 部署名	フリガナ
担当者氏名	フリガナ	担当者 連絡先	( ) -

### ●販売・設置事業者情報 【様式4 HEMS機器 販売・設置完了証明書】を参照してご記入ください

販売・設置事業者 情報	事業者名	フリガナ <b>カブシキガイシャカンキョウキョウソウヘムス</b> <b>株式会社環境共創ヘムス</b>	支店・ 部署名	フリガナ <b>トウキョウシテン</b> <b>東京支店</b>
----------------	------	---	------------	-------------------------------------

### ●設置機器情報 【様式6 HEMS機器 出荷証明書】を参照してご記入ください

製品メーカー名	<b>株式会社 環境共創ヘムス</b>	※SIIのホームページに掲載されている型番をご記入ください。
HEMS機器型番	<b>HEMS-25</b>	

### ●申請金額 補助対象費用は【様式7 HEMS機器購入証明書】を参照してご記入ください

補助対象費用【A】 (税抜)	<b>1 1 5 0 0 0</b> 円 (税抜)	HEMS機器(本体機器及び計測装置)の購入金額(税抜)をご記入ください。 【様式7 HEMS機器購入証明書】の機器購入金額が税込表記の場合は、下記計算式を使って税抜金額を算出し、補助対象費用【A】としてください。 <b>【式】</b> <b>税込の購入金額 ÷ 1.08 = 補助対象費用【A】(小数点以下切り捨て)</b> 百円単位以下を切り捨てた金額をご記入ください。 上限金額(7万円)を超える金額になる場合は、7万円とご記入ください。 下限金額(1万円)を下回る金額になる場合は、申請を受け付けることができません。 なお、交付決定通知に記載の補助申請予定額を上回って申請することはできませんので、ご注意ください。
補助率【B】	<b>1/3</b>	
補助申請金額 【A×B】	<b>3 8 , 0 0 0</b> 円	

＜完了報告の締切は平成26年12月20日(土)(必着)です＞

申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS機器導入支援事業)は、経済産業省が定めた「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金交付要綱」第4条に基づき、国庫補助金から民生用住宅に一定の要件を満たすエネルギー管理システムを導入しようとする方に交付するものです。

完了報告用	HEMS	SII 使用欄	管理番号

様式2  
(完了)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 殿

## 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金 (HEMS機器導入支援事業)

### 補助事業の完了報告に関する同意書

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金 (HEMS機器導入支援事業) の補助事業の実績報告を行うにあたり、下記の同意事項をよく読み、同意の上、署名・捺印して完了報告時にご提出ください。

- 完了報告**：申請者は、本補助金の交付規程、応募要領に記載されている内容をすべて承知の上で、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)に必要な申請書類をご提出ください。  
申請者は、補助対象機器の設置に係る下記すべてのことが完了しているのを確認してから完了報告を行ってください。  
①補助事業完了報告書に記載された住所に補助対象機器が適切に設置されていること。  
②住宅全体の電力使用量が計測されていることをモニタ等で確認できること。  
③電力使用量データがクラウドサーバへアップロードできる環境が整っていること。  
また、SIIに提出された申請書類は返却しません。申請者は申請に際し、必ず申請書類をコピーし、控えておいてください。
- 補助対象機器の購入、設置**：申請者は補助対象機器に係るすべての費用の支払いが完了してから完了報告を行ってください。クレジット等で支払いを行っている場合は、次のいずれかの場合に完了報告を行うことができます。なお、住宅ローンの場合は支払い完了前でも報告可能です。  
①包括クレジット(クレジットカード等)の場合・・・クレジット会社等に支払いが完了していること。  
②個別クレジットの場合・・・別途SIIが定める条件を満たしていること。(条件についてはホームページ等を参照)
- 交付決定前の補助対象機器の契約または購入、設置の禁止**：交付決定通知書を受領する前に契約または購入、設置が行われた機器は、それが補助対象機器であっても本補助金の交付対象となりません。
- 重複申請の禁止**：申請者は、次のいずれかに該当するものについては、本補助金の申請をすることができません。  
①申請者本人がすでに本補助金の交付を受けている場合。  
②申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請を受けている場合。
- 申請の無効**：申請者は、SIIに提出いただく申請書類には、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはいけません。申請者が本同意事項およびその他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、または調査等により交付対象とならないことが確認された場合、SIIはただちに当該申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否することができます。
- 債権譲渡の禁止**：申請者は、本補助金の申請を行うことにより発生するSIIに対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。
- 取得財産の管理**：申請者は、補助金交付後5年以内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けるものとします。取得財産等を処分することにより申請者に収入がある、または収入があると認められるときは、申請者はその収入の一部または全部をSIIに納付するものとします。
- 申請代行者による申請手続き**：申請者は、本補助金の申請を第三者に依頼することができます。申請者から本補助金の申請の依頼を受けた者(以下「申請代行者」という。)は、申請書類の提出から補助金の交付が完了するまでの間、当該申請に係る申請者と同等の義務および責任を負います。申請者は、申請代行者に申請を依頼した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。
- 申請の変更および取り下げ**：申請者は、書類の提出から補助金の交付を受けるまでの間、当該申請書に記載する内容に変更が生じた場合または交付申請を取り下げる場合は、速やかにSIIに連絡し、その指示に従わなければなりません。申請者が本項に規定する連絡を怠ったことによりSIIによる申請に係る審査ができない場合、SIIは当該申請者の申請を無効とすることができるものとします。  
申請された内容の変更、申請の取り下げまたは申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、SIIの故意または重過失に起因する場合はを除き、SIIは申請者に対して一切の責任を負いません。
- 申請情報の訂正**：SIIは、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であって、その誤りが軽微なものであることが判明した場合、その誤りについて「SIIによる訂正」および「申請者に対する記載内容の変更指示」を行う権利を有します。SIIは訂正した情報について、申請者に通知を行う義務を負いません。
- 調査等への協力**：SIIは、本事業の適正な実施を図るため、申請者に対して、必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、機器設置場所(住所)への立ち入りを含めた調査等の協力を依頼することがあります。申請者はSIIの求めに応じてこれらの調査等に協力しなければなりません。  
また、申請者はSIIが認める場合を除き、自らの電力使用量に関する実績データ等を、補助対象機器を登録した機器製造事業者等またはクラウドサーバの管理事業者等を介して、SIIに提供しなければなりません。
- 免責**：SIIは、機器の不具合や故障、機器の販売・設置事業者、申請代行者、その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。また、SIIおよびSIIから申請受付業務を委託した者が申請書類を受け取る時点(SIIが定める郵送先に到着し、SIIによる引き取りを行った時点をいう。)以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、SIIはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。  
また住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったためにSIIからの通知物または送付書類が延着、不着となった場合も同様に、SIIは当該通知物または送付書類が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負いません。
- 個人情報の管理**：SIIは、本事業の実施運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に関する適切な措置を行い、個人情報の保護に努めるものとします。SIIは本事業を通じて取得した情報を、本事業の目的の範囲内で、個人が特定されない形でSIIが開催するセミナー、シンポジウム、調査・分析等に利用することがあります。また、同一の補助対象機器に対し、国から他の補助金を受けていないため、重複受給の調査を行うために利用することがあります。
- 専属的合意管轄裁判所**：本同意事項に基づく補助金の申請に関して、申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 事業の内容変更、終了**：SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等がSIIの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。事業の変更および本同意事項の変更についてはSIIホームページおよびその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承諾したものとみなします。

上記の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

▼申請者本人が必ず署名・捺印ください▼

申請者 署名・捺印	申請 太郎	
--------------	-------	--

申請者の依頼を受け、上記に同意の上、申請代行をします (申請者が申請代行者に依頼した場合のみ記入)	
申請代行者 (担当氏名) 署名・捺印	

**申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。**  
※原則的に提出があった申請書類は返却いたしません。  
書類に不備があった場合も、不備内容を記載した通知のみ発送し、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。  
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。



# 資料 補助対象機器に必要な要件

## ◆補助対象機器に必要な要件

補助対象となるHEMS機器は、以下6つの基本要件を満たすこととします。  
交付申請や補助対象機器を契約または購入、設置する前に必ずS I Iホームページでご確認ください。

### 1. 標準インターフェイスの搭載(ECHONET Lite規格認証の取得)

- ・「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。

### 2. エネルギーの使用状況の見える化

- ・補助対象機器を設置した住宅において、その居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。

### 3. 省エネに資する制御機能の搭載

- ・一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む。）を有していること。  
※エネルギー使用量を削減するための制御または蓄エネルギー機器のピークカット/ピークシフト制御をHEMS機器により自動的に実行できること。使用者の確認を介した半自動制御を含む。

### 4. 創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続

- ・創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続機能を有していること。  
※太陽光発電システム等の創エネ機器が設置された場合には創エネ機器による発電量等の情報、蓄電池等の蓄エネ機器が設置された場合には蓄エネ機器による充電量等の情報が取得出来ること。計測のみの接続を含む。

### 5. クラウドサーバでのデータ蓄積

- ・電力使用量データをクラウドサーバに蓄積するためのデータアップロード機能を有していること。  
※機器登録事業者によりクラウドサーバにデータを蓄積できる環境を本補助事業終了後から少なくとも5年間維持し、そのうち直近13ヶ月分を保存しておくこと。  
※各申請において申請者の同意が得られている場合、本事業において設置されたHEMS機器によりクラウドサーバ上に蓄積された電力使用量の実績データをS I Iの求めに応じて提供できること。

### 6. 省エネ情報の提供

- ・電力使用量に関わる情報に基づいた省エネを促す情報提供機能を有していること。

※本事業では、上記要件に加え、別資料（次頁）の「HEMS機器の対象基準」に定める要件を満たしている機器を補助対象機器として指定しています。



# 資料 HEMS機器の対象基準

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS機器導入支援事業）

## 【HEMS機器の対象基準】

### 【本補助事業で対象とするHEMS機器】

以下の条件を満たすことを前提とする

- ①「ECHONET Lite」(エコネットライト)規格を標準的なインターフェースとして搭載していること。
- ②住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。
- ③省エネ化に資する自動制御機能を有していること。
- ④創エネルギー機器および蓄エネルギー機器との接続機能を有していること。
- ⑤電力使用量データをクラウドサーバに蓄積するためのデータアップロード機能を有していること。
- ⑥電力使用量に関わる情報に基づいた省エネを促す情報提供機能を有していること。

	HEMS機能区分	対象機器の審査項目	要件
計測	電力使用量(※1)の測定・取得 ※2 (表示できることを前提とする)	住宅全体	●
		分岐回路単位	○※3
		部屋単位	○※3
		機器単位	○※3
		ガスコージェネレーションの発電量	○※3
		発電量・売電量(PV設置の場合)	○※3
		充電量・放電量(蓄電池設置の場合)	○※3
	電力使用量計測・取得間隔 ※4	30分間隔以内	●
データ蓄積期間 ※5 ※6 (表示できることを前提とする)	1時間以内の単位 1ヶ月以上	●	
	1日以内の単位 13ヶ月以上	●	
データアップロード	クラウドサーバへの電力使用量データのアップロード※7	●	
見える化	端末	独自端末 ※8	○※9
		タブレット	○※9
		スマートフォン	○※9
		PC	○※9
制御	標準インターフェース	ECHONET Lite規格の搭載	●
	自動制御機能	省エネに資する自動制御機能※10	●
情報提供	情報提供機能	電力使用量に関わる情報に基づいた情報提供機能※11	●
接続	エネルギー機器接続機能	創エネルギー機器および蓄エネルギー機器との接続機能※12	●

上記表の●は必須要件であり、○は機能区分の中においていずれかが該当することを原則とする。

- ※1 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)
- ※2 HEMS機器により電力使用量を測定するか、HEMS機器がPV等の他のシステムに接続することにより電力使用量のデータを取得することができること。
- ※3 住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、売電量、充電量・放電量のいずれかが測定できること。
- ※4 積算消費電力量(Wh)の計測または取得間隔
- ※5 HEMS機器により測定した電力使用電力量データをHEMS機器、あるいは関連する外部機器に蓄積し続けることができる期間。
- ※6 セキュリティ対策として、HEMS機器およびクラウドサーバ上に蓄積したデータの保護・保全ができること。
- ※7 機器登録事業者によりクラウドサーバにデータを蓄積できる環境を本補助事業終了後から少なくとも5年間維持すること。
- ※8 壁面設置型の専用端末など設置するHEMS機器に付随する専用モニターのこと。
- ※9 独自端末、タブレット、スマートフォン、PCのいずれか選択して「見える化」端末として表示することができること。
- ※10 エネルギー使用量を削減するための制御または蓄エネルギー機器のピークカット/ピークシフト制御をHEMSにより自動的に実行できること。使用者の確認を介した半自動制御を含む。
- ※11 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供が行えること。目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。
- ※12 創エネ機器が設置された場合には創エネ機器による発電量等の情報、蓄エネ機器が設置された場合には蓄エネ機器による充電量等の情報が取得出来ること。計測のみの接続を含む。

# 更新履歴

No.	更新日	更新ページ	更新内容
1	2014/3/17	—	—
2	2014/3/31	P.15,16	記入例の追加
3	2014/4/11	P.12	手続きに係る書類を追記
4	2014/5/20	P.1,4,13 P.9	交付申請期限の情報を変更 補助金振込に関する内容に追記
5	2014/6/30	P.13	記入例の様式変更